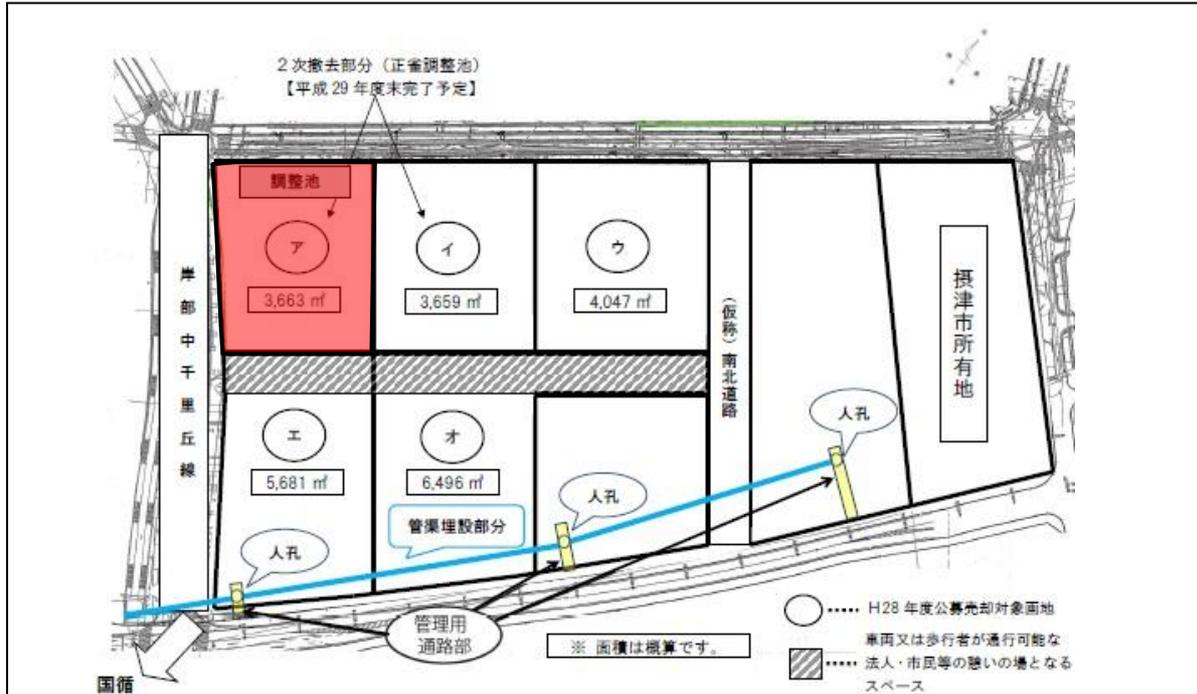


画地 ア		物 件 調 書			
所 在 地	摂津市千里丘新町 200 番 24 の一部	住居表示	摂津市千里丘新町 3 番		
面 積	3, 663㎡	地 目	宅地		
接 面 道 路 の 状 況	北側：幅員約 14. 0m の市道（私道負担なし） 西側：幅員約 18. 5m の市道（私道負担なし）（平成 29 年度完成予定）				
交 通 機 関	JR 東海道線「岸辺」駅から徒歩約 9 分（約 700m）				
法 令 上 の 制 限	内 容（特記事項参照）				
	市 街 化 区 域	用 途 地 域 等	準工業地域		
	建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%	
	高 度 地 区	—	防 火 指 定	準防火地域	
	そ の 他 の 法 規 制	千里丘新町地区地区計画 埋蔵文化財包蔵地			
供 給 処 理 施 設	配 管 等 の 状 況		照 会 先 及 び 電 話 番 号		
	電 気	関西電力（株）	関西電力（株）北摂営業所 （0800）777-8015		
	ガ ス	道路配管有（引込は自己負担）	大阪ガス（株）北東部導管部お客さまセンター （0120）5-94817		
	上 水 道	道路配管有（引込は自己負担）	摂津市上下水道部		
	下 水 道	道路配管有（合流式、引込は自己負担）	摂津市上下水道部		
《 特記事項 》					
<p>(1) 吹田市では、下水処理場施設並びに施設にかかる基礎杭及び埋設管をGL-2.0mの深さまで撤去しました。吹田市が撤去した下水処理場施設並びに施設にかかる基礎杭及び埋設管以外にも、事業用地の地中に障害物が存在している可能性があります。事業用地については、現状のまま引き渡すこととしますので、抜杭・撤去が必要な場合には周辺地域への影響を十分注意して、事業者の責任・負担にて実施してください。</p> <p>(2) 現在も正雀調整池が供用されており、吹田市所有の行政財産であることから、私権の設定を行うことはできません。平成29年度中に吹田市が当該施設の廃止及び撤去工事を行う予定であり、撤去工事等の完了及び行政財産用途の廃止以降に、優先交渉権者との契約手続きが可能となります。そのため、土地の引渡しは平成30年秋ごろとなります。なお、不測の事態等の影響により、土地の引渡し時期に変更が生じる場合があります。</p> <p>(3) 正雀調整池の用地は、施設の廃止後に、吹田市が土壤汚染調査を実施する予定です。万一、土壤汚染が判明した場合は、土地引渡しまでに吹田市が汚染の除去等を講じる予定です。</p> <p>(4) 画地の一部から千里丘44号線にかかる範囲に、概ねGL-2.0mから-18.0mまで、正雀調整池のコンクリート構造物（面積：約1,190㎡）の一部が残置されています。事業者が当該残置物に影響を及ぼす撤去等の工事を行う際は、道路に影響を及ぼすことがないように十分注意を払うとともに、事前に道路管理者と協議を行ってください。</p> <p>(5) 画地と都市計画道路岸部中千里丘線との接道部分には、法面が整備される予定です。画地内の法面について、事業者の土地利用に合わせた形状変更を行うことも可能ですが、その検討の際は、事前に吹田市と協議を行ってください。</p> <p>(6) 健都イノベーションパーク内の一部が文化財保護法による周知の埋蔵文化財の包蔵地（遺跡名：明和池遺跡）に該当します。今後、事業者が実施する工事内容によっては、文化財保護法第93条に基づく手続き等が必要となる場合があります。この場合は事業者の責任・負担で必要な調査等を実施してください。</p>					

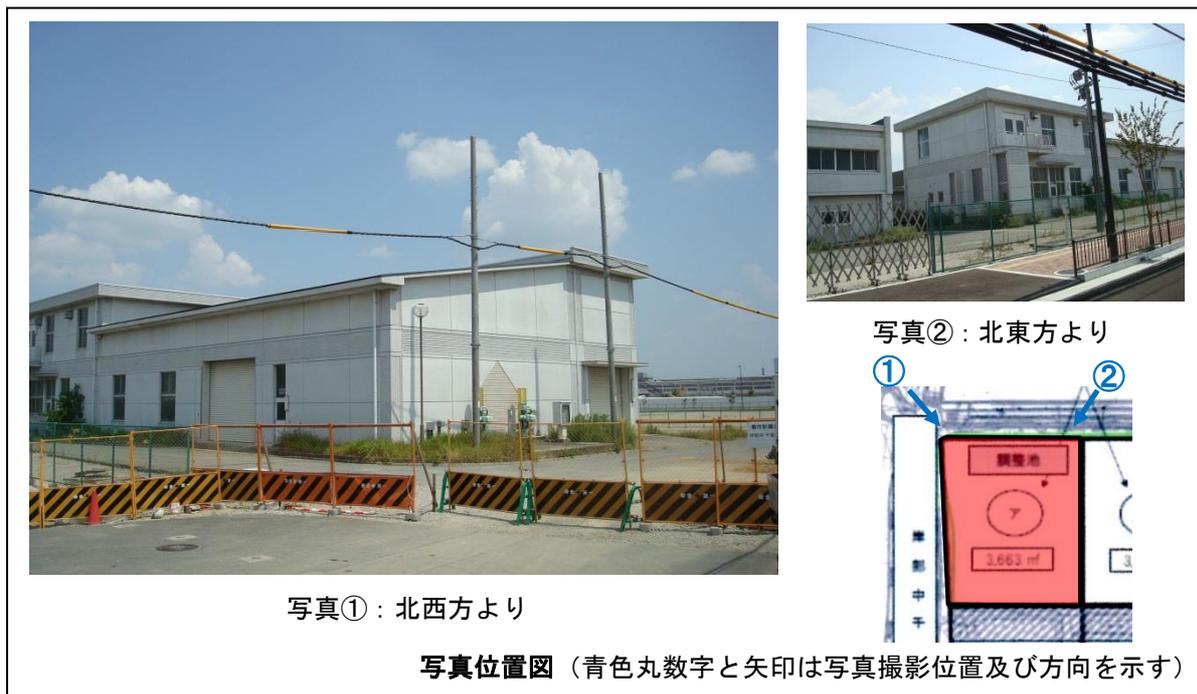
- (7) 都市計画法第33条第1項第2号及び摂津市開発協議基準第7条第3項第1号に定める公共空地の整備（開発区域面積の3%以上）の要件については、吹田市と摂津市の間で平成28年10月26日に締結の「健都イノベーションパークの土地利用に関する協定書」に基づき、事業者による整備を行う必要がないことを確認しています。
- (8) 画地と道路との接道部分については、セットバック用地の緑化に努めてください。当該部分の緑化を行う際は、各事業者が隣接する事業用地を含む周辺環境の調和に配慮した整備に努める必要があります。

売却最低価格	金424,908,000円
契約保証金	契約金額の100分の5以上の金額

位置図等



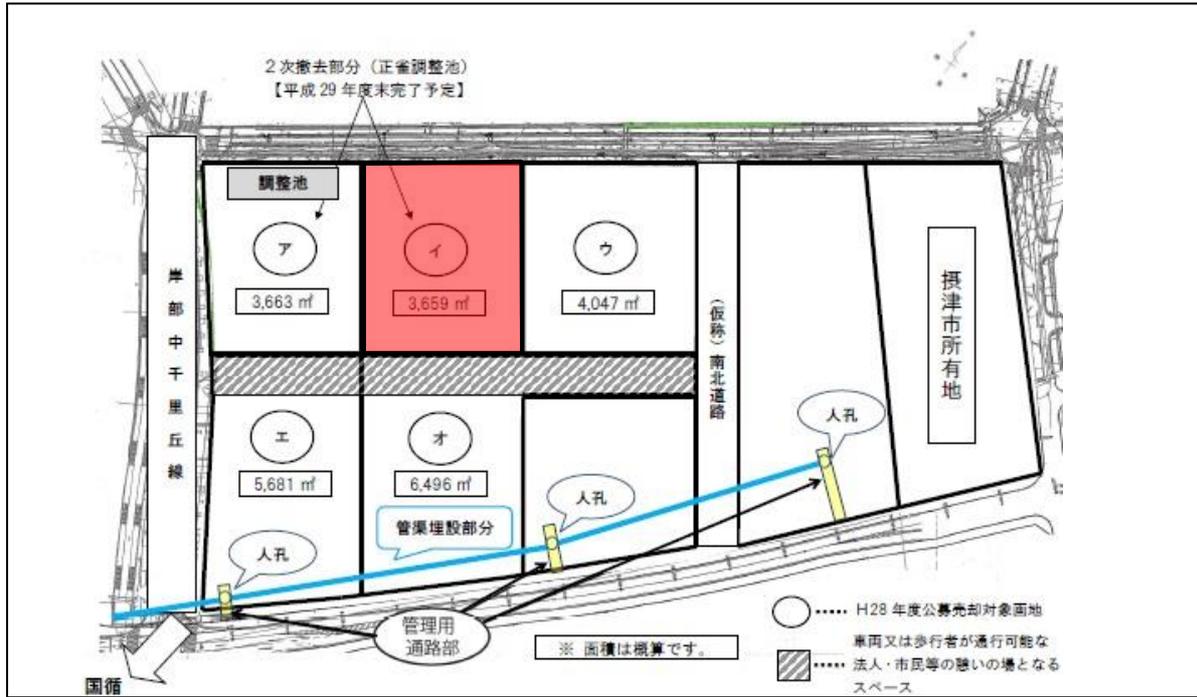
写真



画地 イ		物 件 調 書			
所 在 地	摂津市千里丘新町 200 番 24 の一部 及び 200 番 1 の一部	住居表示	摂津市千里丘新町 3 番		
面 積	3,659㎡	地 目	宅地		
接 面 道 路 の 状 況	北側：幅員約 14.0m の市道（私道負担なし）				
交 通 機 関	JR 東海道線「岸辺」駅より徒歩約 10 分（約 750m）				
法 令 上 の 制 限	内 容（特記事項参照）				
	市 街 化 区 域	用 途 地 域 等	準工業地域		
	建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%	
	高 度 地 区	—	防 火 指 定	準防火地域	
	そ の 他 の 法 規 制	千里丘新町地区地区計画 埋蔵文化財包蔵地			
供 給 処 理 施 設	配 管 等 の 状 況		照 会 先 及 び 電 話 番 号		
	電 気	関西電力（株）	関西電力（株）北摂営業所 （0800）777-8015		
	ガ ス	道路配管有（引込は自己負担）	大阪ガス（株）北東部導管部お客さまセンター （0120）5-94817		
	上 水 道	道路配管有（引込は自己負担）	摂津市上下水道部		
	下 水 道	道路配管有（合流式、引込は自己負担）	摂津市上下水道部		
《 特記事項 》					
<p>(1) 吹田市では、下水処理場施設並びに施設にかかる基礎杭及び埋設管をGL-2.0mの深さまで撤去しました。吹田市が撤去した下水処理場施設並びに施設にかかる基礎杭及び埋設管以外にも、事業用地の地中に障害物が存在している可能性があります。事業用地については、現状のまま引き渡すこととしますので、抜杭・撤去が必要な場合には周辺地域への影響を十分注意して、事業者の責任・負担にて実施してください。</p> <p>(2) 現在も正雀調整池が供用されており、吹田市所有の行政財産であることから、私権の設定を行うことはできません。平成29年度中に吹田市が当該施設の廃止及び撤去工事を行う予定であり、撤去工事等の完了及び行政財産用途の廃止以降に、優先交渉権者との契約手続きが可能となります。そのため、土地の引渡しは平成30年秋ごろとなります。なお、不測の事態等の影響により、土地の引渡し時期に変更が生じる場合があります。</p> <p>(3) 正雀調整池の用地は、施設の廃止後に、吹田市が土壌汚染調査を実施する予定です。万一、土壌汚染が判明した場合は、土地引渡しまでに吹田市が汚染の除去等を講じる予定です。</p> <p>(4) 健都イノベーションパーク内の一部が文化財保護法による周知の埋蔵文化財の包蔵地（遺跡名：明和池遺跡）に該当します。今後、事業者が実施する工事内容によっては、文化財保護法第93条に基づく手続き等が必要となる場合があります。この場合は事業者の責任・負担で必要な調査等を実施してください。</p> <p>(5) 都市計画法第33条第1項第2号及び摂津市開発協議基準第7条第3項第1号に定める公共空地の整備（開発区域面積の3%以上）の要件については、吹田市と摂津市の間で平成28年10月26日に締結の「健都イノベーションパークの土地利用に関する協定書」に基づき、事業者による整備を行う必要がないことを確認しています。</p> <p>(6) 画地と道路との接道部分については、セットバック用地の緑化に努めてください。当該部分の緑化を行う際は、各事業者が隣接する事業用地を含む周辺環境の調和に配慮した整備に努める必要があります。</p>					

売却最低価格	金472,011,000円
契約保証金	契約金額の100分の5以上の金額

位置図等



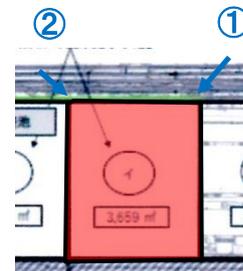
写真



写真①：北東方より



写真②：北西方より



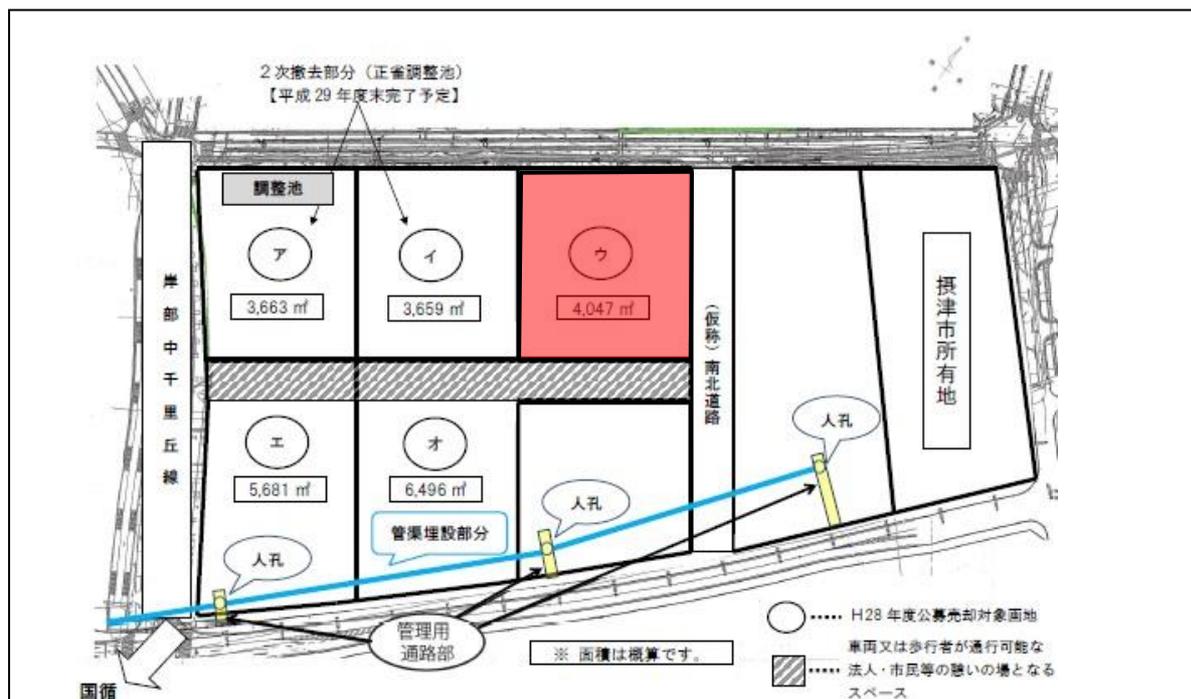
写真位置図（青色丸数字と矢印は写真撮影位置及び方向を示す）

画地ウ		物 件 調 書			
所 在 地	摂津市千里丘新町 200 番 1 の一部	住居表示	摂津市千里丘新町 3 番		
面 積	4, 047㎡	地 目	宅地		
接 面 道 路 の 状 況	北側：幅員約 14. 0m の市道（私道負担なし） 東側：幅員約 12. 0m の市道（私道負担なし）				
交 通 機 関	JR 東海道線「岸辺」駅より徒歩約 10 分（約 800m）				
法 令	内 容（特記事項参照）				
上 の 制 限	市 街 化 区 域	用途地域等	準工業地域		
	建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%	
	高 度 地 区	—	防 火 指 定	準防火地域	
	そ の 他 の 法 規 制	千里丘新町地区地区計画 埋蔵文化財包蔵地			
供 給 処 理 施 設	配 管 等 の 状 況		照 会 先 及 び 電 話 番 号		
	電 気	関西電力（株）	関西電力（株）北摂営業所 （0800）777-8015		
	ガ ス	道路配管有（引込は自己負担）	大阪ガス（株）北東部導管部お客さまセンター （0120）5-94817		
	上 水 道	道路配管有（引込は自己負担）	摂津市上下水道部		
	下 水 道	道路配管有（合流式、引込は自己負担）	摂津市上下水道部		
《 特記事項 》					
<p>(1) 吹田市では、下水処理場施設並びに施設にかかる基礎杭及び埋設管をGL-2.0mの深さまで撤去しました。吹田市が撤去した下水処理場施設並びに施設にかかる基礎杭及び埋設管以外にも、事業用地の地中に障害物が存在している可能性があります。事業用地については、現状のまま引き渡すこととしますので、抜杭・撤去が必要な場合には周辺地域への影響を十分注意して、事業者の責任・負担にて実施してください。</p> <p>(2) 吹田市では本件用地について、土壤汚染調査を実施しております。結果概要は、以下のとおりです。</p> <p>ア 土壤汚染調査結果の概要</p> <p>画地ウからは、土壤汚染は確認されませんでした。なお、（仮称）南北道路と千里丘44号線の接続箇所から見て、南東の方角に位置する箇所の一部から、ほう素及びその化合物が指定基準値を超えて検出されました。</p> <p>イ 事業用地の引渡時における状況</p> <p>平成27年6月17日付け大阪府告示第872号において、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の区域の全部について同項の規定による指定を解除されています。</p> <p>● 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去</p> <p>(3) 都市計画道路岸部中千里丘線が完成するまでの期間中は、（仮称）南北道路に埋設される下水道管の水位が上昇するため、10年確率降雨量を超える降雨を観測した際に、当該下水管が対応できる排水量を超える恐れがあります。</p> <p>(4) 健都イノベーションパーク内の一部が文化財保護法による周知の埋蔵文化財の包蔵地（遺跡名：明和池遺跡）に該当します。今後、事業者が実施する工事内容によっては、文化財保護法第93条に基づく手続き等が必要となる場合があります。この場合は事業者の責任・負担で必要な調査等を実施してください。</p> <p>(5) 都市計画法第33条第1項第2号及び摂津市開発協議基準第7条第3項第1号に定める公共空地の整備（開発区域面積の3%以上）の要件については、吹田市と摂津市の間で平成28年10月26日に締結の「健都イノベ-</p>					

- シヨンパークの土地利用に関する協定書」に基づき、事業者による整備を行う必要がないことを確認しています。
- (6) (仮称)南北道路との接道部分には、当該道路の歩道から3mの緑地帯を画地内に整備し、管理する必要があります。
- (7) 画地と道路との接道部分については、セットバック用地の緑化に努めてください。当該部分の緑化を行う際は、各事業者が隣接する事業用地を含む周辺環境の調和に配慮した整備に努める必要があります。

売却最低価格	金566,580,000円
契約保証金	契約金額の100分の5以上の金額

## 位置図等



## 写真



写真①：北東方より



写真②：北西方より



写真位置図(青色丸数字と矢印は写真撮影位置及び方向を示す)

画地 工		物 件 調 書			
所 在 地	摂津市千里丘新町 200 番 16 の一部、 200 番 20 の一部及び 720 番の一部	住居表示	摂津市千里丘新町 3 番		
面 積	5, 681㎡	地 目	宅地		
接 面 道 路 の 状 況	西側：幅員約 18.5m の市道（私道負担なし）（平成 29 年度完成予定） 南側：幅員約 14.0m の市道（私道負担なし）				
交 通 機 関	JR 東海道線「岸边」駅より徒歩約 7 分（約 600m）				
法 令 上 の 制 限	内 容（特記事項参照）				
	市 街 化 区 域	用途地域等	準工業地域		
	建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%	
	高 度 地 区	—	防 火 指 定	準防火地域	
	そ の 他 の 法 規 制	千里丘新町地区地区計画 埋蔵文化財包蔵地			
供 給 処 理 施 設	配 管 等 の 状 況		照 会 先 及 び 電 話 番 号		
	電 気	関西電力（株）	関西電力（株）北摂営業所 （0800）777-8015		
	ガ ス	道路配管有（引込は自己負担）	大阪ガス（株）北東部導管部お客さまセンター （0120）5-94817		
	上 水 道	道路配管有（引込は自己負担）	摂津市上下水道部		
	下 水 道	道路配管有（合流式、引込は自己負担）	摂津市上下水道部		
《 特記事項 》					
<p>(1) 吹田市では、下水処理場施設並びに施設にかかる基礎杭及び埋設管をGL-2.0mの深さまで撤去しました。吹田市が撤去した下水処理場施設並びに施設にかかる基礎杭及び埋設管以外にも、事業用地の地中に障害物が存在している可能性があります。事業用地については、現状のまま引き渡すこととしますので、抜杭・撤去が必要な場合には周辺地域への影響を十分注意して、事業者の責任・負担にて実施してください。</p> <p>(2) 画地工及びオには、公共下水道施設（健都イノベーションパーク内全体で、管渠 HPφ1,100mm L≒約240m、人孔 3箇所）が埋設されています。（吹田市が地役権を設定する部分は管理用通路として確保する必要があり、建築物等を建てることはできません。）また、公共下水道施設を維持管理するために、周辺道路から敷地内の人孔まで、吹田市が地役権を設定する範囲を管理車両等が常時通行可能な通路を確保した施設配置とすることが必要です。</p> <p>管理車両が通行する部分は、幅員4.0m以上の空間を設け、4.0t車両が通行可能な舗装が必要です。歩道のある道路から管理車両が乗入れる場合は、歩道の切下げが必要です。敷地をフェンス等で囲む場合は、管理車両等が通行可能な門扉の設置が必要です。これらの整備は、周辺地域への影響を十分注意して、事業者の責任・負担にて実施してください。</p> <p>なお、吹田市が地役権を設定する範囲と異なる範囲に管理用通路を確保する場合は、別途、吹田市下水道部と協議し、承諾を得たうえで、地役権設定範囲の変更に関する契約を締結し、変更した範囲で地役権の設定を行う必要があります。また、維持管理のための立入り等の詳細に関する覚書を吹田市下水道部と締結する必要があります。</p> <p>公共下水道施設に近接して掘削、杭の打設等を行う場合は、吹田市下水道部に公共下水道管付近地掘削の届出が必要で、敷地内の人孔の高さ調整を必要とする場合は、吹田市下水道部の工事施工承認を得る必要があります。</p> <p>優先交渉権者との売買契約締結後、所有権移転にあたり、以下のとおり、吹田市が区分地上権及び地役権の設定</p>					

を行います。

ア 管渠及び人孔が埋設されている敷地部分には、区分地上権を設定します。管渠上に建物等を建築する場合の荷重は、地表面において1㎡あたり1t以下とします。

イ 管理用通路には、立入・使用・掘削を目的とする地役権を設定し、設定後は建築物等の築造など、公共下水道施設の維持管理に支障となる行為はできません。

ウ 区分地上権及び地役権の設定期間は、公共下水道施設の存続期間となります。

エ 区分地上権及び地役権にかかる設定対価及び使用料については、売却価格から権利の設定対価及び使用料相当分を控除しています。

オ 土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、上記アからエまでの事項をその第三者に継承しなくてはなりません。

カ 公共下水道施設の区分地上権及び地役権設定に係る測量・分筆・登記は、吹田市が行います。ただし、ただし、地役権を別図1に示す部分以外で設定する場合は、事業者（優先交渉権者）において、登記に必要な測量、図面作成等が必要です。

(3) 吹田市では本件用地について、土壤汚染調査を実施しております。結果概要は、以下のとおりです。

ア 土壤汚染調査結果の概要

画地工からは、土壤汚染は確認されませんでした。なお、(仮称)南北道路と千里丘44号線の接続箇所から見て、南東の方角に位置する箇所の一部から、ほう素及びその化合物が指定基準値を超えて検出されました。

イ 事業用地の引渡時における状況

平成27年6月17日付け大阪府告示第872号において、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の区域の全部について同項の規定による指定を解除されています。

● 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

(4) 都市計画道路岸部中千里丘線が完成するまでの期間中に、画地工又はオの利用を提案する事業者が開発を行うとする際は、(仮称)南北道路に埋設される下水道管に排水設備を接続して仮排水を行う必要があります。この場合、都市計画道路岸部中千里丘線が完成した際には、事業者は、速やかに都市計画道路岸部中千里丘線に埋設される下水道管へ排水設備の付替えを行わなくてはなりません。これに伴う付替工事は、事業者が自ら行う必要があります。

また、画地工又はオの利用及び整備にあたっては、摂津市と十分に協議を行ってください。排水設備の埋設等について事業者の責任で当事者間での協議を行うこととなります。画地工を利用する事業者は、画地オの事業者が画地工の敷地内に排水設備の整備を行うことに協力し、これを拒むことができないものとします。同様に、画地オを利用する事業者は、画地工の事業者が画地オの敷地内に排水設備の整備を行うことに協力し、これを拒むことができないものとします。

なお、仮排水を行う期間中は、(仮称)南北道路に埋設される下水道管の水位が上昇するため、10年確率降雨量を超える降雨を観測した際に、当該水管が対応できる排水量を超える恐れがあります。

(5) 画地ア及びエと都市計画道路岸部中千里丘線との接道部分には、法面が整備される予定です。画地内の法面について、事業者の土地利用に合わせた形状変更を行うことも可能ですが、その検討の際は、事前に吹田市と協議を行ってください。

(6) 健都イノベーションパーク内の一部が文化財保護法による周知の埋蔵文化財の包蔵地（遺跡名：明和池遺跡）に該当します。今後、事業者が実施する工事内容によっては、文化財保護法第93条に基づく手続き等が必要となる場合があります。この場合は事業者の責任・負担で必要な調査等を実施してください。

(7) 都市計画法第33条第1項第2号及び摂津市開発協議基準第7条第3項第1号に定める公共空地の整備（開発区域面積の3%以上）の要件については、吹田市と摂津市の間で平成28年10月26日に締結の「健都イノベーションパークの土地利用に関する協定書」に基づき、事業者による整備を行う必要がないことを確認しています。

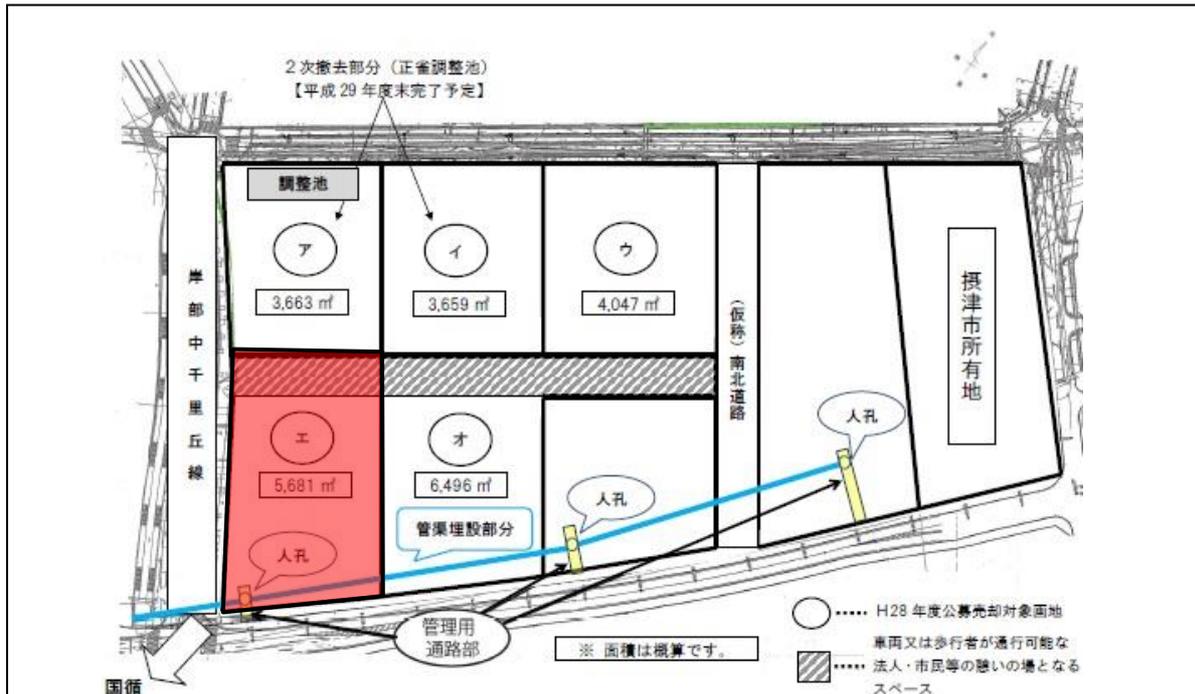
(8) 都市計画道路岸部中千里丘線と千里丘中央線の交差部分において、壁面位置の制限の区域以上となる範囲に街

角広場（平面空間を主とした憩いの空間）を事業者が設置し、管理する必要があります。設置及び管理にあたっては、摂津市との協議が必要となります。

(9) 画地と道路との接道部分については、セットバック用地の緑化に努めてください。当該部分の緑化を行う際は、各事業者が隣接する事業用地を含む周辺環境の調和に配慮した整備に努める必要があります。

売却最低価格	金667,327,000円
契約保証金	契約金額の100分の5以上の金額

### 位置図等



### 写真



画地才		物件調書			
所在地	摂津市千里丘新町 200 番 16 の一部、 200 番 20 の一部及び 720 番の一部		住居表示	摂津市千里丘新町 3 番	
面積	6,496㎡		地目	宅地	
接面道路の状況	南側：幅員約 14.0m の市道（私道負担なし）				
交通機関	JR 東海道線「岸辺」駅より徒歩約 8 分（約 650m）				
法令上の制限	内容（特記事項参照）				
	市街化区域	用途地域等	準工業地域		
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	高度地区	—		防火指定	準防火地域
	その他の法規制	千里丘新町地区地区計画 埋蔵文化財包蔵地			
供給処理施設	配管等の状況		照会先及び電話番号		
	電気	関西電力（株）	関西電力（株）北摂営業所 （0800）777-8015		
	ガス	道路配管有（引込は自己負担）	大阪ガス（株）北東部導管部お客さまセンター （0120）5-94817		
	上水道	道路配管有（引込は自己負担）	摂津市上下水道部		
	下水道	道路配管有（合流式、引込は自己負担）	摂津市上下水道部		
《 特記事項 》					
<p>(1) 吹田市では、下水処理場施設並びに施設にかかる基礎杭及び埋設管を G L - 2.0m の深さまで撤去しました。吹田市が撤去した下水処理場施設並びに施設にかかる基礎杭及び埋設管以外にも、事業用地の地中に障害物が存在している可能性があります。事業用地については、現状のまま引き渡すこととしますので、抜杭・撤去が必要な場合には周辺地域への影響を十分注意して、事業者の責任・負担にて実施してください。</p> <p>(2) 画地工及び才には、公共下水道施設（健都イノベーションパーク内全体で、管渠 HPφ1,100mm L=約 240m、人孔 3箇所）が埋設されています。（吹田市が地役権を設定する部分は管理用通路として確保する必要があり、建築物等を建てることはできません。）また、公共下水道施設を維持管理するために、周辺道路から敷地内の人孔まで、吹田市が地役権を設定する範囲を管理車両等が常時通行可能な通路を確保した施設配置とすることが必要です。なお、画地才内の人孔は埋設されていません。</p> <p>管理車両が通行する部分は、幅員 4.0m 以上の空間を設け、4.0t 車両が通行可能な舗装が必要です。歩道のある道路から管理車両が乗入れる場合は、歩道の切下げが必要です。敷地をフェンス等で囲む場合は、管理車両等が通行可能な門扉の設置が必要です。これらの整備は、周辺地域への影響を十分注意して、事業者の責任・負担にて実施してください。</p> <p>なお、吹田市が地役権設定する範囲と異なる範囲に管理用通路を確保する場合は、別途、吹田市下水道部と協議し、承諾を得たうえで、地役権設定範囲の変更に関する契約を締結し、変更した範囲で地役権の設定を行う必要があります。また、維持管理のための立入り等の詳細に関する覚書を吹田市下水道部と締結する必要があります。</p> <p>公共下水道施設に近接して掘削、杭の打設等を行う場合は、吹田市下水道部に公共下水道管付近掘削の届出が必要で、敷地内の人孔の高さ調整を必要とする場合は、吹田市下水道部の工事施工承認を得る必要があります。</p> <p>優先交渉権者との売買契約締結後、所有権移転にあたり、以下のとおり、吹田市が区分地上権及び地役権の設定を行います。</p>					

ア 管渠及び人孔が埋設されている敷地部分には、区分地上権を設定します。管渠上に建物等を建築する場合の荷重は、地表面において 1㎡あたり1 t 以下とします。

イ 管理用通路には、立入・使用・掘削を目的とする地役権を設定し、設定後は建築物等の築造など、公共下水道施設の維持管理に支障となる行為はできません。

ウ 区分地上権及び地役権の設定期間は、公共下水道施設の存続期間となります。

エ 区分地上権及び地役権にかかる設定対価及び使用料については、売却価格から権利の設定対価及び使用料相当分を控除しています。

オ 土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、上記アからエまでの事項をその第三者に継承しなくてはなりません。

カ 公共下水道施設の区分地上権及び地役権設定に係る測量・分筆・登記は、吹田市が行います。ただし、ただし、地役権を別図1に示す部分以外で設定する場合は、事業者（優先交渉権者）において、登記に必要な測量、図面作成等が必要です。

(3) 吹田市では本件用地について、土壌汚染調査を実施しております。結果概要は、以下のとおりです。

ア 土壌汚染調査結果の概要

画地才からは、土壌汚染は確認されませんでした。なお、(仮称)南北道路と千里丘4 4号線の接続箇所から見、南東の方角に位置する箇所の一部から、ほう素及びその化合物が指定基準値を超えて検出されました。

イ 事業用地の引渡時における状況

平成27年6月17日付け大阪府告示第872号において、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の区域の全部について同項の規定による指定を解除されています。

● 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

(4) 都市計画道路岸部中千里丘線が完成するまでの期間中に、画地工又はオの利用を提案する事業者が開発を行おうとする際は、(仮称)南北道路に埋設される下水道管に排水設備を接続して仮排水を行う必要があります。この場合、都市計画道路岸部中千里丘線が完成した際には、事業者は、速やかに都市計画道路岸部中千里丘線に埋設される下水道管へ排水設備の付替えを行わなくてはなりません。これに伴う付替工事は、事業者が自ら行う必要があります。

また、画地工又はオの利用及び整備にあたっては、摂津市と十分に協議を行ってください。排水設備の埋設等について事業者の責任で当事者間での協議を行うこととなります。画地工を利用する事業者は、画地才の事業者が画地工の敷地内に排水設備の整備を行うことに協力し、これを拒むことができないものとします。同様に、画地才を利用する事業者は、画地工の事業者が画地才の敷地内に排水設備の整備を行うことに協力し、これを拒むことができないものとします。

なお、仮排水を行う期間中は、(仮称)南北道路に埋設される下水道管の水位が上昇するため、10年確率降雨量を超える降雨を観測した際に、当該下水管が対応できる排水量を超える恐れがあります。

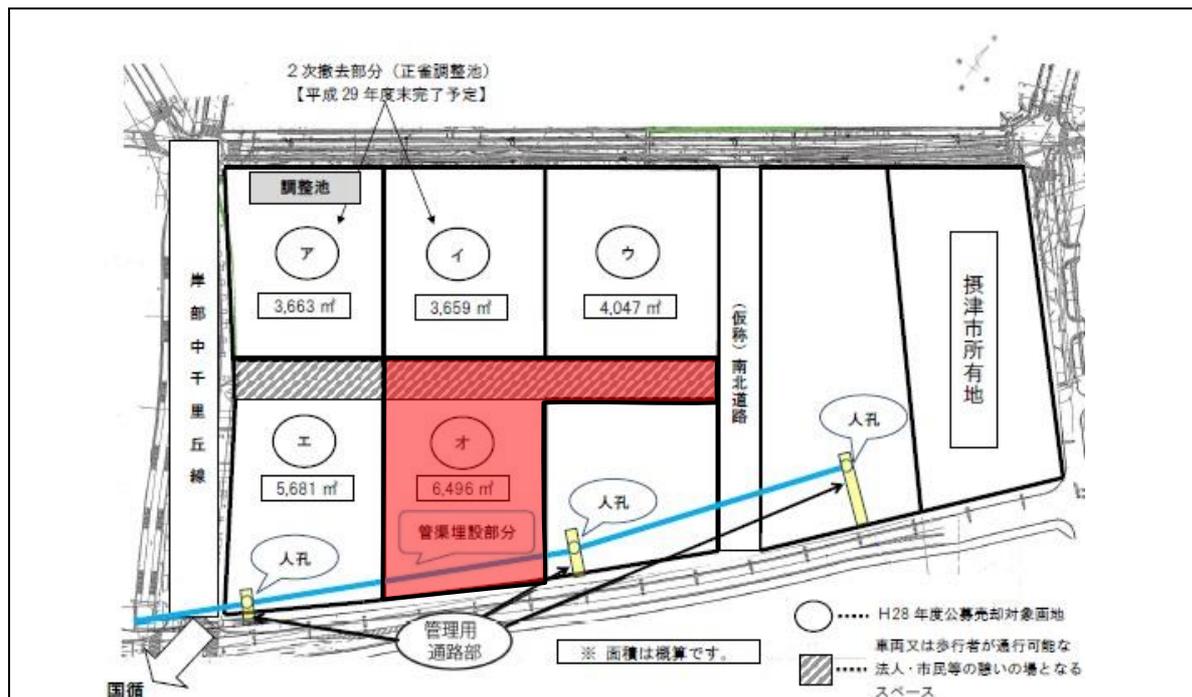
(5) 健都イノベーションパーク内の一部が文化財保護法による周知の埋蔵文化財の包蔵地（遺跡名：明和池遺跡）に該当します。今後、事業者が実施する工事内容によっては、文化財保護法第93条に基づく手続き等が必要となる場合があります。この場合は事業者の責任・負担で必要な調査等を実施してください。

(6) 都市計画法第33条第1項第2号及び摂津市開発協議基準第7条第3項第1号に定める公共空地の整備（開発区域面積の3%以上）の要件については、吹田市と摂津市の間で平成28年10月26日に締結の「健都イノベーションパークの土地利用に関する協定書」に基づき、事業者による整備を行う必要がないことを確認しています。

(7) 画地と道路との接道部分については、セットバック用地の緑化に努めてください。当該部分の緑化を行う際は、各事業者が隣接する事業用地を含む周辺環境の調和に配慮した整備に努める必要があります。

売却最低価格	金667,716,000円
契約保証金	契約金額の100分の5以上の金額

位置図等



写真

